

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 73 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021 年 6 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

### ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）



加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。

解説しました主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

## その他の注目のトピック

### シェルグループの CO<sub>2</sub> 排出量 45%削減命令判決

世界的に脱炭素化の流れが強まり、株主総会シーズン真っ只中の日本でも脱炭素に向けた対応強化を求める株主提案がなされるなど、その勢いは強まる一方です。このような情勢下、オランダで設立されたシェルグループの親会社であるロイヤルダッチシェルを相手として、現在および将来の世界人類の利益を求める人々が集まって原告団を構成し、オランダのハーグ地方裁判所に対して集団訴訟（クラスアクション）が提起されました。そして、2021年5月26日、ハーグ地方裁判所は、ロイヤルダッチシェルに対し、シェルグループの活動により大気中に排出しているCO<sub>2</sub>の量を、2030年末までに少なくとも45%減少させることを命じました。

本稿は、この判決に至る背景や争点、本判決の意義と今後の展望等について考察します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### 石炭採掘拡張申請に対する環境大臣の注意義務（環境法）

地球温暖化を含む環境問題が注視される情勢下、Whitehaven Coal 社によるVickery 炭鉱の石炭採掘拡張申請に関して、オーストラリアにおける複数の児童達は、連邦環境大臣が石炭採掘拡張申請の承認を判断するにあたり児童らに対して注意義務を負っていることを主張して、環境大臣の承認判断の差し止めを連邦裁判所に求めました。

この訴えに対し、連邦裁判所は、環境大臣による承認判断の差し止めを認めなかったものの、石炭採掘拡張申請の承認を検討するにあたって、環境大臣がオーストラリアの児童達に害を与えないようにする注意義務を負っているとの判断を下しました。

本稿では、裁判の背景、争点、争点に対する裁判所の判断などを紹介した上で、本判決の意義について考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 集団訴訟の最新情報（訴訟）

集団訴訟（クラスアクション）とは、同じケースについて共通の利害関係を有する複数の人々が原告団を形成して起こす多数当事者訴訟のことですが、連邦裁判所は、外国居住者もオーストラリア居住者と同様に集団訴訟の原告団に参加できることを認める判決を下しました。本判決は、オーストラリアのみならず、イギリスや南アフリカなど、オーストラリア国外に居住している BHP の株主が、BHP に対して提起した集団訴訟についてのものです。なお、BHP は 6 月 3 日時点で最高裁判所への控訴を検討していると公表しています。

本稿では、連邦裁判所に提起された集団訴訟の内容、BHP の反論の内容、連邦裁判所の具体的な判断内容などを紹介した上で、今後の集団訴訟に与える影響について考察します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 契約上の履行義務に対する Covid-19 の影響（契約法）

Covid-19 によるパンデミック状況下、商業施設の営業制限、人数制限、距離制限などが繰り返し導入され、経済活動に大きな影響が生じた結果、多くの企業や事業者が事業内容の見直しや変更を余儀なくされています。

このような状況を背景に、契約上の履行義務の解釈にパンデミック状況が影響することを検討した判決が下されました。この事案では、ホテルの売買契約を締結した売主が、契約上、取引が完了するまでの間、事業活動を通常通り行う義務を負っていましたが、パンデミックの影響により従来通りの営業を行うことができなくなりました。ホテルの買主は、通常通りの事業活動を行う義務の違反があったと主張したり、パンデミックにより事業活動が著しく変化しているため契約の本来の目的が失われたことを理由に契約が終了したとして争いました。

本稿では、事案の具体的背景、争点に対する裁判所の判断を紹介し、パンデミック状況が売買契約上の履行義務の解釈に与える影響について考察します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 職場調査の重要事項：弁護士秘匿特権（労働法）

前回ご紹介したとおり、豪州では、他の英米法系の国々と同様、裁判における証拠の偏在の問題を是正するため、当事者が裁判上の争点に關係する証拠を全て裁判所や訴訟の相手方に開示することを義務付けるディスクロージャーという制度があります。この制度の例外として、弁護士秘匿特権（Legal professional privilege）が付いた書類等は、開示の対象から特別に除外されることとなります。しかしながら、職場で問題が生じた際、職場調査を外部の法律事務所に委託し、弁護士によって調査報告書が作成された場合、必ずしも弁護士秘匿特権が及ぶとは限りません。

本稿では、2つの裁判例のケーススタディーを行った上、職場調査報告書について弁護士秘匿特権を主張できるようにするために重要なポイントについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら。

## 今後のセミナーの予定

### 豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加する予定であった第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）はコロナの影響で当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

## 最近行われたセミナーのご報告

### オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第2段のポイント） （2020年10月20日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年10月20日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第2段のポイント）」をテーマに講演（ジェットロ・シドニー事

務所と共催)を行い、改正案第2段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

## 外国投資規制の変更 (2020年8月25日、2020年9月17日、オンライン)

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演(西豪州日本人会商工部会と共催)を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020年9月17日に、ジエトロ・シドニー事務所主催の「ジエトロウェビナー：外資投資規制：改正案のポイントについて」において、同様のテーマで講演を行いました。

## 最近の出版物等

### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕(2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等(2019年時点)を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者(信山社)に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』(2019)

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版は[こちら](#)です。

## 『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト Jessica Lee  
メール：[jeslee@claytonutz.com](mailto:jeslee@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
（日本に出向中）



ロイヤー 嶋田雅  
メール：[mshimada@claytonutz.com](mailto:mshimada@claytonutz.com)



ロークラーク 高木大輔  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[dtakagi@claytonutz.com](mailto:dtakagi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)